

九州工業大学附属図書館長 殿

著作者(自署) ^{フリガナ} 氏 名 _____
 連絡先 TEL : _____ E-mail : _____

下記の論文（全文）を、「九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件」にしたがって、電子的に公開することを許諾します。

記

（該当する項目にチェックしてください。）

1.九州工業大学紀要・研究報告・Bulletin

- (1) 九州工業大学在任中に寄稿したすべての紀要論文
 (2) 次のものに限定して許諾 → 掲載誌名 : _____
 論文タイトル : _____
 巻号、出版年 : _____

2.科学研究費補助金研究成果報告書

- (1) 九州工業大学在任中に報告したすべての科学研究費補助金研究成果報告書
 (2) 次のものに限定して許諾
 ↓ → 報告書名または研究課題番号 : _____
 ※報告書内『主な発表論文等』の[雑誌論文][学会発表][図書]における自著論文（共著論文含む）
 (A) すべての論文
 (B) 一部に限定して許諾（許諾する論文のリストを添付してください。）

3. Technical Report in Computer Science and Systems Engineering（情報工学部のみ）

- (1) 九州工業大学在任中に寄稿したすべてのテクニカルレポート
 ※冊子体から電子化は行わず、図書館が電子ファイルを受け取った後に公開する。
 (2) 次のものに限定して許諾 → 論文タイトル : _____
 巻号、出版年 : _____

4.学術論文

- 論文タイトル : _____ 査読の有無 有・無
 掲載誌名 : _____ 巻号、ページ、出版年 _____

5.その他

- (タイトル等、著作物が特定できる情報を記入してください。)

リポジトリ登録にあたり、キーワード（英語表記・5個程度）を指定してください。

照会先
 九州工業大学附属図書館
 情報サービス係リポジトリ担当
 内 線 : 3073（戸畑キャンパス）
 E-mail : kyutacar@jimu.kyutech.ac.jp
 リポジトリインフォメーション HP :
<http://www.lib.kyutech.ac.jp/kyutacar/>

九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件

(目的)

1. 九州工業大学において生産された学術情報資源を、九州工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録し、電子的な手段によって九州工業大学内外に無償で発信・提供することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

(電子的公開)

2. 九州工業大学附属図書館（以下、「図書館」という。）は、電子化された学術情報資源（以下、「電子データ」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。
3. 電子データは、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
4. 電子データは、書誌的情報等により検索可能とする。

(電子データの利用条件)

5. 図書館は電子データの利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、4. で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
 - (2) 著作者名及び著作権の表示を行う。
 - (3) 公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明記する。
6. 電子データの送信範囲は、九州工業大学学内及び学外とする。
7. 電子データの公開対象は、著作物全体とする。
8. 電子データの利用についての対価は無償とする。
9. 図書館は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

(著作物の利用許諾等)

10. リポジトリ登録許諾者（以下、「許諾者」という。）は、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に利用を認める。
11. 許諾者以外に著作権者が存在する場合は、許諾者はあらかじめ他の著作権者から「様式3」により利用許諾を得ておく。
12. 当該電子データの利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。

(利用許諾要件の変更)

13. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

(公開の解除)

14. 公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を申請することができる。
15. 公開に不適切な事実が認められた場合は、図書館は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

(その他)

16. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書館が別途協議することとする。